
山 梨 西 部 広 域 環 境 組 合
新 ご み 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業
実 施 方 針

令 和 6 年 12 月 2 日

山 梨 西 部 広 域 環 境 組 合

山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針（案）

目 次

第1章 用語の定義	1
第2章 特定事業の選定に関する事項	3
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び概要に関する事項	16
第6章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	17
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	20

第 1 章 用語の定義

本実施方針で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

No.	用 語	定 義
1	本組合	山梨西部広域環境組合をいう。
2	構成市町	韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町及び昭和町の 5 市 6 町をいう。
3	新ごみ処理施設	本件事業で整備する施設（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、管理棟、計量棟、駐車場、付帯施設（構内道路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）、これらを総称していう。
4	ごみ焼却施設	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、動物の死骸、脱水汚泥、可燃性残さなどを焼却処理する施設をいう。
5	粗大ごみ処理施設	主に、不燃ごみと不燃性粗大ごみを破碎・選別処理し、鉄やアルミ類を回収するとともに、破碎残さを可燃性のものと不燃性のものに分ける施設をいう。
6	プラント設備	ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の機械設備及び電気・計装制御設備を総称していう。
7	本件事業	山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
8	敷地	新ごみ処理施設用地全体を指し、本件事業の事業用地を含む約 6ha の範囲を指す。
9	新ごみ処理施設整備範囲	敷地のうち、新ごみ処理施設（次期ごみ処理施設のための公園緑地を除く）を配置する敷地東側の約 3.0ha の範囲をいう。
10	工場棟	ごみ処理施設を構成する建築物のうち、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設を内包する建築物をいう。
11	計量棟	新ごみ処理施設を構成する建築物のうち、計量設備や計量検収を行う事務所を内包する建築物をいう。
12	DBO方式	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設・運営・維持管理を民間事業者に包括的に委託する事業方式をいう。
13	PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。
14	運營業務	本件事業のうち、新ごみ処理施設の運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含む。）に係る業務をいう。
15	運營業務委託契約	運營業務に係る本組合と運營業業者で締結される「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 運營業務委託契約書」に基づく契約をいう。
16	運營業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 運營業務委託契約書（案）」をいう。
17	運營業業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、新ごみ処理施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、新ごみ処理施設の運營業務を担当する者をいう。
18	基本協定	本件事業開始のための基本的事項に係る本組合と落札者の間で締結される「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書」に基づく契約をいう。
19	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書（案）」をいう。
20	基本契約	本件事業の実施に際し、本組合と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書」に基づく契約をいう。
21	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書（案）」をいう。
22	協力企業	構成事業者のうち、運營業業者への出資を行わない者で、本件事業の実施に際して、設計・建設業務の一部を請負又は受託を予定している者をいう。
23	建設工事請負契約書	設計・建設業務に係る本組合と建設事業者で締結される「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書」に基づく契約を

No.	用語	定義
		いう。
24	建設工事請負契約書(案)	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書(案)」をいう。
25	建設事業者	本件事業において、設計・建設業務(解体工事を含む)を担当する者で、単独企業または共同企業体をいう。
26	建築物等	新ごみ処理施設のうち、工場棟、計量棟、洗車場等の建物を総称していう。
27	設計・建設業務	本件事業のうち、新ごみ処理施設の設計・建設に係る業務をいう。
28	構成員	構成事業者のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
29	構成事業者	構成員と協力企業の総称をいう。
30	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
31	事業期間	設計・建設期間及び運営期間から構成される約25年間をいう。
32	事業者	各企業及び建設事業者、運営事業者を総称してまたは個別にいう。
33	実施方針等	実施方針公表時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
34	処理対象物	本組合が取り扱う搬入物(ごみ)を総称していう。粗大ごみ処理施設での破碎・選別処理で発生し、ごみ焼却施設で処理する可燃性残さも含まれる。
35	処理不適物	処理対象物のうち、新ごみ処理施設での焼却処理及び破碎・選別処理に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
36	脱水汚泥	中巨摩地区広域事務組合衛生センター、峡北広域行政事務組合南部衛生センター及び峡南衛生組合し尿処理施設から搬入される焼却処理対象の脱水汚泥をいう。
37	排出禁止物	本組合では受け入れ・処理は行わないと構成市町と取り決めしているものをいう。
38	可燃性残さ	粗大ごみ処理施設の処理過程で回収された可燃性の破碎残さをいう。
39	不燃性残さ	粗大ごみ処理施設の処理過程で回収された不燃性の破碎残さをいう。
40	破碎残さ	主に、粗大ごみ処理施設で破碎処理された残さを総称していう。
41	特定事業契約	本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約を総称して又は個別にいう。
42	入札参加者	本件事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
43	入札説明書	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」をいう。
44	入札説明書等	本組合が本件事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営業務委託契約書(案)、リスク管理方針書(案)、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
45	本実施方針	「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」をいう。
46	要求水準書	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書」をいう。
47	様式集	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 様式集」をいう。
48	落札者	入札参加者の中から本件事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本件事業を実施する者をいう。
49	落札者決定基準	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準」をいう。

第2章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

山梨西部広域環境組合管理者 望月 智

(4) 事業予定地

山梨県中央市浅利 230 番 3 他（別紙 1 を参照）

(5) 事業の目的

本件事業は、本組合を構成する峡北広域行政事務組合、中巨摩地区広域事務組合及び峡南衛生組合のごみ処理事業を引き継ぎ、構成市町が共同して利用するごみ処理施設（ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設）の稼働を目指している。ごみ処理施設整備の基本方針に基づいた検討結果及び地域住民との協議を背景にして、安全かつ安定的なごみ処理施設の運営を実施することを目的とする。

(6) 事業の内容

ア 事業概要

本件事業は、(仮称)山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設(以下「新ごみ処理施設」という。)を整備し、運営・維持管理するものである。

なお、本件事業で整備する施設は、工場棟、計量棟、その他付帯施設、外構設備である。

(a) 新ごみ処理施設の設計・建設業務

a 設計・建設業務

b その他関連業務

「a 設計・建設業務」に関連して必要となる業務

(b) 運營業務

a 運營業務

b その他関連業務

「a 運營業務」に関連して必要となる業務

イ 事業方式

本件事業はD B O（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する予定である。

本組合は新ごみ処理施設の設計・建設及び運営・維持管理対象施設の運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、新ごみ処理施設は、本組合が所有する。また、新ごみ処理施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び運営事業者は、事業者として、新ごみ処理施設の設計・建設

業務及び運營業務に係る本件事業を一括して行うものとする。なお、運営事業者は中央市内に設立するものとする。

ウ 契約の形態

本組合は、本件事業について事業者の本件事業の設計・建設業務及び運營業務を一括で委託するために、本件事業に係る基本契約を締結する。

また、本組合は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設業務を担当する者と、本件事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、本組合は、基本契約に基づき、運營業務に関して運営事業者と運營業務委託契約を締結する。（「別紙 2 本件事業の事業スキーム（例）」を参照のこと。）

エ 事業期間等（予定）

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間：特定事業契約締結日から令和 33 年 3 月 31 日までの約 25 年間とする。

設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

運営期間：令和 13 年 4 月 1 日から令和 33 年 3 月 31 日までとする。

オ 事業スケジュール（予定）

(a) 実施方針等の公表	令和 6 年 12 月 2 日
(b) 特定事業の選定の公表	令和 7 年 3 月下旬
(c) 入札公告	令和 7 年 4 月上旬
(d) 入札提案書類の受付期限	令和 7 年 9 月上旬
(e) 落札者の決定	令和 7 年 11 月下旬
(f) 運営事業者の設立	落札者の決定後速やかに
(g) 基本協定締結	令和 7 年 12 月上旬
(h) 特定事業契約仮契約締結	令和 8 年 1 月下旬
(i) 特定事業契約締結	令和 8 年 3 月下旬
(j) 新ごみ処理施設の引渡し	令和 13 年 3 月 31 日
(k) 運營業務開始	令和 13 年 4 月 1 日
(l) 契約終了	令和 33 年 3 月 31 日

カ 本件事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等、本組合が実施する業務に対して協力する。

(a) 事前業務

落札者は、決定後速やかに運営事業者を設立する。

(b) 設計・建設業務

a 建設事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき設計・建設業務を行う。また、本件事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

b 設計・建設業務の範囲は、機械設備工事、電気計装設備工事、土木建築工事等の実施設計及び工事の施工とし、新ごみ処理施設の整備に必要なものすべてを含む。

c 工事範囲の詳細は、今後公表する入札説明書等に示すこととする。

d 建設事業者は、新ごみ処理施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可等手続き、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画（施設保全計画）の策定及び工事中の住民対応等の各種関連業務について手続に伴う費用負担を含め行うものとする。なお、住民対応につい

ては、地域住民への説明会を想定しているが、詳細は本組合との協議とする。

(c) 運營業務

- a 運営事業者は、本組合と締結する運營業務委託契約に基づき、一般廃棄物（可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ等）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件事業の運營業務として受付・計量業務、運転管理業務、プラント設備の点検、検査、補修、更新業務、用役管理業務、機器等の管理業務、建築物等の保守管理業務、運営事務、情報管理業務、地域貢献事業等を行う。
- b 運営事業者は、処理対象物の受け入れ及び計量を行うとともに、許可搬入者及び自己搬入者からのごみ処理手数料について、本組合が定める金額を本組合が定める方法で収納する。
- c 運営事業者は、見学者や視察者等の対応（受付、引率、説明等）を行う。なお、行政視察等は、予約の受付を含め本組合が行うが、運営事業者はこれに協力する。
- d ごみ焼却施設では、蒸気タービンと発電機を設置して高効率発電を行うこと。発電した電力は場内利用し、余剰分は売却することとする。
- e ごみ焼却施設の処理過程で生成、回収した溶融スラグ、溶融メタルについては事業者において資源化する。

キ 本組合が実施する業務範囲

本組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(a) 用地の確保

本組合は、本件事業を実施するための用地を確保する。

(b) 環境影響評価の実施

本組合は、環境影響評価を実施している。

なお、事業者は、「環境影響評価書」の内容を遵守すること。

(c) 処理対象物の搬入

本組合（構成市町を含む）は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

(d) ばいじん処理物、焼却灰、不燃性残さ、処理不適物及び排出禁止物の処分

新ごみ処理施設から排出されるばいじん処理物、焼却灰、不燃性残さ、処理不適物及び排出禁止物は、本組合において処分先や処分業者を選定し、処分を行う。

(e) 資源物の資源化

新ごみ処理施設から回収される副産物（鉄、アルミ類、金属類等）は、本組合において資源化先や資源化業者を選定し、資源化を行う。

(f) 本件事業のモニタリング

本組合は、設計・建設業務及び運營業務の各段階において実施状況の監視を行う。

(g) 住民への対応

本組合は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

(h) 本件事業に必要な手続

本組合は、本件事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

ク 事業者の収入（本組合からの支払分）

(a) 設計・建設業務に係る対価

本組合は、本件事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

(b) 運營業務に係る対価

本組合は、本件事業の運營業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運營業務者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定料金、変動料金の詳細は、入札説明書に示す。

(c) 資源化等に係る対価

新ごみ処理施設から回収される副産物のうち、溶融メタル及び溶融スラグは、資源化までを運營業務の業務範囲に含めるものとする。なお、製品及び売却益の全てを事業者に帰属する。

(d) 売電収入の対価

新ごみ処理施設で発電した余剰電力について、電力事業者に売電する。なお、電力収入の帰属先については現在検討中である。

ケ 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本件事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

本組合は、次の考え方・手順に従い、PFI法及びやまなしPFI事業推進マニュアルに定められる手続に準じ、本件事業を特定事業として選定する。

(1) 選定基準

本件事業をDBO方式にて実施することにより、事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は本組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本件事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本組合の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本組合は本件事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本件事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
令和6年12月2日（月）	実施方針等の公表
令和6年12月2日（月） ～18日（水）	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和7年1月10日（金）	実施方針等に関する質問・意見の回答
令和7年3月下旬	特定事業の選定・公表
令和7年4月上旬	入札公告
令和7年4月上旬	入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、リスク管理方針書（案））の公表
令和7年4月中旬	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和7年4月下旬	入札説明書等に関する質問回答（第1回）
令和7年5月上旬	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和7年5月中旬	参加資格審査結果の通知
令和7年5月下旬	参加資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
令和7年6月中旬	対面的対話の実施
令和7年7月上旬	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
令和7年7月中旬	入札説明書等に関する質問回答（第2回）
令和7年9月上旬	入札提案書類の受付期限
令和7年11月下旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査
令和7年11月下旬	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和7年12月上旬	基本協定締結
令和8年1月下旬	特定事業契約仮契約締結
令和8年3月下旬	特定事業契約締結

(2) 入札手続等

ア 実施方針等に対する質問・意見の受付

実施方針等に対する質問・意見を次のとおり受け付ける。

(a) 受付期間

令和6年12月2日（月）午前9時から令和6年12月18日（水）午後5時まで

(b) 提出方法等

a 提出先

山梨西部広域環境組合 建設課

b 提出方法

実施方針等に対する質問・意見書（関連様式）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成することとする。

c 電子メールアドレス

bid@yskkk.jp

(c) 回答方法

実施方針等に関する質問・意見への回答は、令和7年1月10日(金)までに本組合のホームページにて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

イ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、PPP/PFI手法により実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、令和7年3月下旬に公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本組合は、本事業を特定事業として選定した場合、実施方針等に対する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和7年4月上旬に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を本組合のホームページにて公表する。

エ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、詳細については入札説明書等に示す。

オ 参加資格審査申請書類の受付、参加資格審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書、参加資格審査申請書等、参加資格審査に必要な書類の提出を令和7年5月上旬に求める。なお、参加資格審査の結果は令和7年5月中旬に応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

カ 対面的対話の実施

本組合は、本事業に係る提案書の受付に先立ち、入札参加者との対面的対話の実施を令和7年6月中旬に予定している。実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

キ 入札提案書類（入札書及び技術提案書）の受付

本事業に関する入札書及び技術提案書（以下、入札書と技術提案書を総称して「入札提案書類」という。）を令和7年9月上旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

ク 落札者の決定・公表

入札提案書類については、山梨西部広域環境組合ごみ処理施設事業者選定委員会において総

合的に評価を行い、最優秀提案者を選定する。本組合は、本件事業を実施する落札者を決定し、入札参加者には、令和 7 年 11 月下旬に通知するとともに、本組合のホームページにて公表する。

(3) 特定事業契約の締結

本組合は、落札者との間で基本協定を締結し、特定事業契約内容の詳細について協議する。協議に基づき、落札者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社の形態により本件事業を実施するための運営事業者を設立し、本組合は、建設工事請負契約を構成事業者に含まれる建設事業者と、運營業務委託契約を運営事業者と、基本契約を落札者及び運営事業者と令和 8 年 3 月下旬に締結する。

3 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下のとおりである。なお、その他本組合が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。なお、構成事業者は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 設計・建設業務において、本組合と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。なお、複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（以下「建設 JV」という。）を構成することができる。建設 JV となる場合は、建設 JV の代表構成員は、構成員とならなければならない。

ウ 入札参加者の構成事業者の企業数の上限は任意とするが、構成事業者は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。

エ 入札参加者は、「第 3 章 3 (2) イ (a) ごみ焼却施設の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす 1 者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50%超）になるものとする。また、設計・建設業務を請け負うにあたり、建設 JV を構成する場合は、代表企業が建設 JV の代表構成員になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続等を行うものとする。

オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成事業者の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。

カ 入札参加者の構成事業者は、参加表明書提出以降に入札参加者から脱退した場合を含めて、他の入札参加者の構成事業者となることは認めない。

キ 入札参加者の構成事業者のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成事業者になることはできない。

ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成事業者は、本件事業の設計・建設、運営の各業務を行う者として、以下のア、イ及びウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 新ごみ処理施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

新ごみ処理施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (c) 建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (d) 最新の経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (e) 地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設（平成27年4月以降に竣工した施設に限る。）で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の実績を有すること。（プラントメーカーから直接請負（一次下請け）の実績を含む。）

イ 新ごみ処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

新ごみ処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者は以下の要件を満たす者を含むこと。

(a) ごみ焼却施設の設計・建設を行う者の要件

新ごみ処理施設の設計・建設を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- a 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- b 最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- c 本組合の競争入札参加資格者名簿のうち「建設工事（業種：清掃施設）」に登録された者であること。
- d 工事が完成し、引渡しの際に以下の要件を全て満たす地方公共団体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する）のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。なお、i、ii及びiiiは異なる施設でも可とする。
 - i 平成27年4月1日以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）のうち、以下の要件を満たす施設。
 - ・処理能力：200t/日以上かつ複数炉構成
 - ・処理方式：ストーカ式焼却炉、流動床式ガス化溶融炉、シャフト式ガス化溶融炉のうち、本件事業で提案する処理方式
 - ii 参加資格審査申請書受付最終日時点で竣工から20年以上経過した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）のうち、以下の要件を満たす施設。
 - ・処理能力：200t/日以上かつ複数炉構成
 - ・処理方式：ストーカ式焼却炉、流動床式ガス化溶融炉、シャフト式ガス化溶融炉のうち、本件事業で提案する処理方式
 - iii：DBO事業またはPFI事業による元請としての建設実績

(b) 粗大ごみ処理施設の設計・建設を行う者の要件

粗大ごみ処理施設の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数

の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- a 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- b 最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事または機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- c 工事が完成し、引渡しの際に以下の要件を全て満たす地方公共団体(一部事務組合含む)発注の一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する)のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。なお、i及びiiは異なる施設でも可とする。
 - i 平成27年4月1日以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設のうち、一般廃棄物を対象とした破碎設備(高速回転式破碎機及び低速回転式破碎機)、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有する施設であること。
 - ii 参加資格審査申請書受付最終日時時点で竣工から20年以上経過した地方公共団体の一般廃棄物処理施設のうち、一般廃棄物を対象とした破碎設備(高速回転式破碎機を含む)を有する施設であること。

ウ 新ごみ処理施設の運營業務を行う者の要件

新ごみ処理施設の運營業務を行う者は以下の要件を満たすこと。

(a) ごみ焼却施設の運營業務を行う者の要件

ごみ焼却施設の運營業務を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- a 一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の現場総括責任者又は10年以上の運転管理実績を有する者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。なお、「粗大ごみ処理施設の運營業務を行う者の要件」をすべて満たす場合は、粗大ごみ処理施設との兼務を可とする。
- b 工事が完成し、引渡し時の以下の要件を全て満たす地方公共団体(一部事務組合含む)発注の一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する)のプラント設備に係る運營業務(施設の運転管理と用役の調達・管理、日常的な点検・保守、簡易な補修を含む業務でも可とする)実績を元請として有すること。なお、iからiiは同一の施設を対象とする。
 - i 平成27年4月1日以降に受注した地方公共団体の一般廃棄物処理施設(ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設)
 - ii 200t/日以上かつ複数炉構成
 - iii DBO事業またはPFI事業における元請(SPCからの受託含む)としての運営実績

(b) 粗大ごみ処理施設の運營業務を行う者の要件

粗大ごみ処理施設の運營業務を行う者は、構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- a 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、平成27年4月1日以降に粗大ごみ処理施設の1年以上の運転管理業務実績を元請(応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。)として有すること。
- b 粗大ごみ処理施設の現場総括責任者又は10年以上の運転管理実績を有する者を粗大ごみ処理施設の現場総括責任者として運営開始後に2年間以上配置できること。なお、「ごみ焼却施設の運營業務を行う者の要件」をすべて満たす場合は、ごみ焼却施設との兼務を可とする。

(3) 構成事業者の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 26 年 12 月 1 日施行）の規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- キ 中央市暴力団排除条例（平成 24 年 6 月 29 日条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者。
 - (a) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (b) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (c) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められる者。
 - (d) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - (e) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- ケ 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- コ 国税又は地方税を滞納している者。
- サ 本組合が本件事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及びその者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本件事業に関し、本組合のアドバイザリー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

 - (a) 株式会社エイト日本技術開発
 - (b) 豊原総合法律事務所

(4) 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して 3 か月以内とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成事業者が参

加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成事業者に代わって参加資格を有する構成事業者を補充し、本組合が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成事業者の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成事業者が参加資格要件を欠いた日とする。

ウ 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断したときは、本組合と協議の上、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外しないことができる。

エ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、落札者と特定事業契約を締結しないことができる。この場合において、本組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

ア 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。

イ 運営事業者は、会社法に規定される株式会社とし、中央市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営期間に限り、新ごみ処理施設内に置くことを認めるものとする。

ウ 運営事業者の目的は、本件事業の運営業務を実施するもののみであること。

エ 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。

オ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者等で構成する、山梨西部広域環境組合ごみ処理施設事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。

本組合は、委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

本組合は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。なお、公表、展示、その他本組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合且つ入札参加者の承諾がある場合に限り、本組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本件事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本件事業における責任分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設及び運營業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本組合と事業者との責任分担は、原則として、リスク管理方針書（案）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等で示し、最終的には、特定事業契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

本組合は、事業者が実施する施設の設計・建設、運營業務について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書等で示し、最終的には、特定事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設、運営に係るサービスが特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本組合は業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び概要に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

- (1) 所在地 山梨県中央市浅利 230 番 3 他
 (2) 敷地全体面積 約 6.0ha (うち、新ごみ処理施設整備範囲は約 3.0ha)
 (3) 都市計画等事項

都市計画に係る条件を以下のとおりとする。

建設予定地は、都市計画区域には該当しないものの、景観計画区域内（田園景観形成地域）に該当するため、更新する施設規模によっては届出が必要となる場合がある。

なお、新ごみ処理施設の整備に合わせて敷地全体をごみ焼却場とごみ処理場で都市計画決定する予定としている。

- ア 用途地域 該当しない
 イ 建ぺい率 70%以下
 ウ 容積率 200%以下
 エ 高度地区・高さの制限 指定なし
 オ 防火地区及び準防火地域 該当しない
 カ 日影規制 規制なし
 キ 災害危険区域 該当しない ※液状化指標他（PL 値）は 15 以上、想定浸水深（最大）7m 程度
 ク 景観計画区域／重点区域 景観計画区域内（田園景観形成地域）
 ※建設施設規模により届出が必要
 ケ その他 農業振興地域

2 施設の規模及び概要

(1) ごみ焼却施設

概 要	
処理方式	全連続焼却方式 ストーカ式焼却炉、流動床式ガス化溶融炉、シャフト式ガス化溶融炉のいずれかの方式。
処理能力	274 t / 日 (137 t / 日 24h×2 炉)
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、動物の死骸、脱水汚泥、可燃性残さ

(2) 粗大ごみ処理施設

概 要	
処理方式	破碎・選別、保管
処理能力	20.3 t / 日
処理対象物	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ

第6章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、本組合と事業者は、誠意をもって協議する。また、特定事業契約に関する紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本件事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合、本組合は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は、特定事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により本組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
- (2) (1)により事業者が特定事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、本組合及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本件事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本件事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

本組合は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本組合は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ本組合議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

山梨西部広域環境組合情報公開条例(令和2年3月31日条例第20号)に基づき情報公開を行う。また、本件事業に係る情報提供は、適宜、本組合のホームページを通じて行う。

3 応募に伴う費用

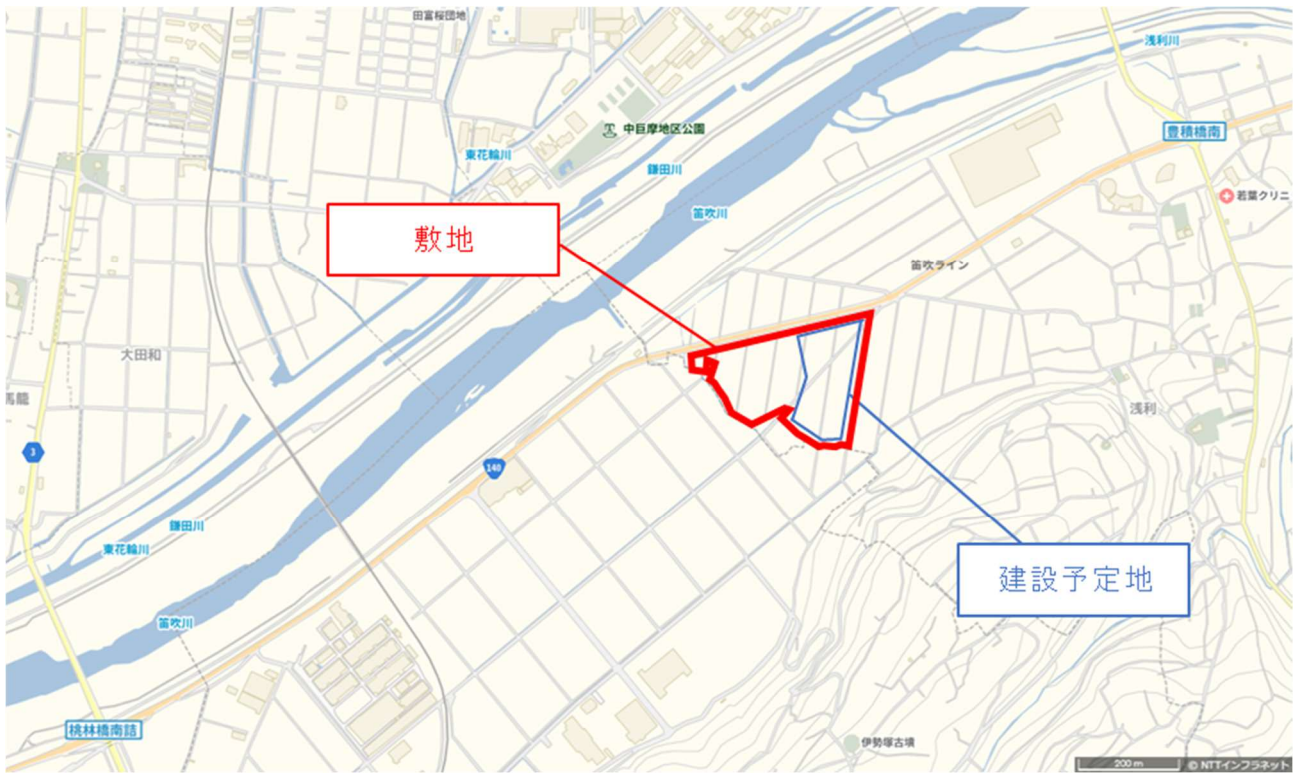
応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担 当 課	: 山梨西部広域環境組合 建設課 (担当: 小澤)
所 在 地	: 〒409-3833 山梨県中央市藤巻 2303-2
T E L	: 055-244-5301
電 子 メール	: kensetsu@yskkk.jp
ホームページ	: https://yskkk.jp/

別紙1 事業予定地



別紙2 本事業の事業スキーム（例）

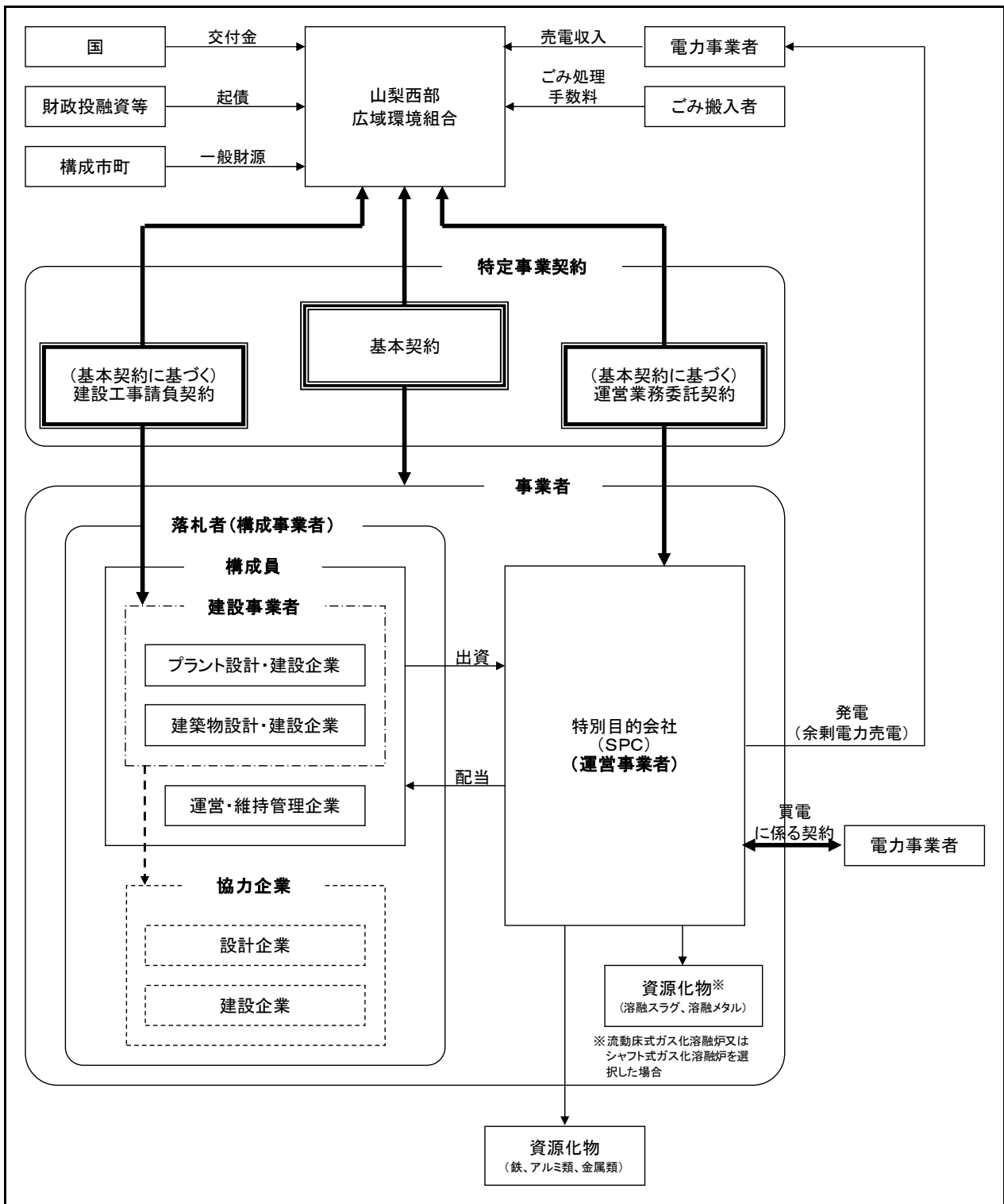


図1 事業スキーム（例）

別紙3 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本組合	事業者
共通	契約締結リスク	本組合の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 ^{注1}	○	○
	政治リスク	本組合の指示（政策方針変更等）による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	住民対応リスク	新ごみ処理施設の建設や設置に対する住民対応等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	本組合の責による場合	○	
		調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	制度、法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
		上記以外の許認可の遅延に関するもの	○	
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△	
	施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△	
事故・施設破損の発生リスク	設計・施工、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	本組合の指示、本組合の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△	
設計・建設段階	設計変更リスク	本組合の指示や提示条件の不備による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	各種調査不備リスク	本組合が実施した測量、地質調査等に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査等に関するもの		○
	工事着工遅延	本組合の指示や提示条件の不備によるもの	○	
上記以外の要因によるもの			○	

○主分担、△従分担

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本組合	事業者
設計・建設段階	工事費増大リスク	本組合の指示や提示条件の不備による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本組合の指示や提示条件の不備による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○
運営業務段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注4}	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ^{注5}	○	△
	搬入管理（搬入禁止物混入）リスク	ごみの搬入管理において、事業者の責務を果たさなかったことによる損害の場合		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	運営費増大リスク	本組合の指示等による運営費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因による運営費の増大		○
	性能リスク	要求水準の未達		○
事業終了時の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本組合が負担する。

注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本組合が負担する。

注4) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による運営費等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本組合、事業者の協議による。

注5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。